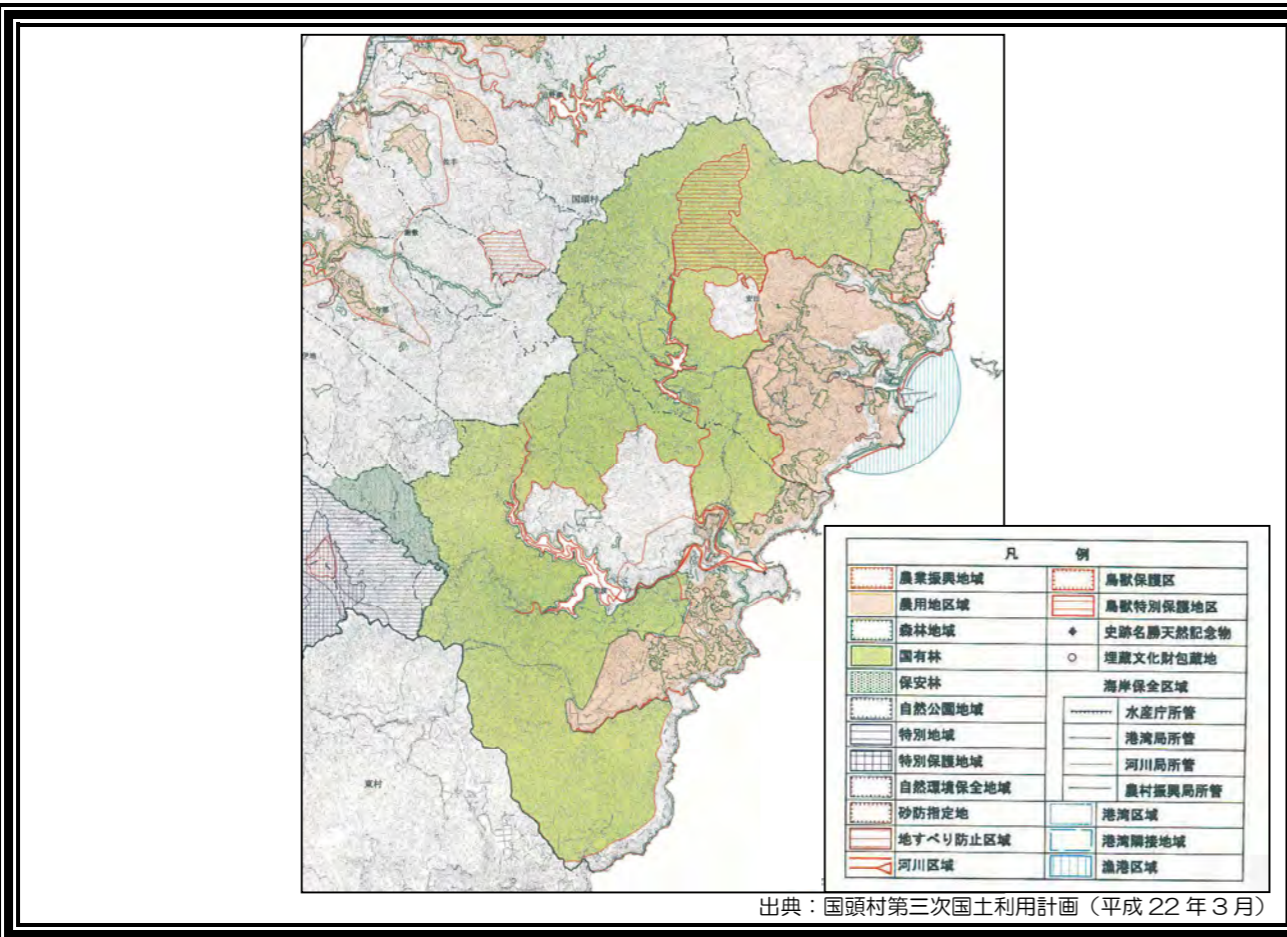


土地利用規制現況図



出典：国頭村第三次国土利用計画（平成22年3月）

■返還跡地の概要等

| □ 概 要 | | | | |
|-----------|--|-----------|-------|---|
| 面 積 | 2,936.9ha | | ■内訳 | 面積は、北部訓練場返還面積のうち、国頭村部分の面積 (内訳は国頭村提供) |
| | 国有地 | 2,329.9ha | 79.3% | |
| | 県有地 | 0ha | 0% | |
| | 市町村有地 | 594.3ha | 20.2% | |
| | 民有地 | 12.7ha | 0.4% | |
| 所 在 地 | 国頭村（字楚洲、字安田、字安波、字謝敷、字与那、字浜） | | | |
| 位置及び土地の形状 | 位置：沖縄本島北部、国頭村の東側の主に森林地帯 土地の形状：主に原生林 | | | |

| □ 沿 革（国頭村・東村一部共通） | |
|-------------------|--|
| 昭 32. 10. 25 | ●「北部海兵隊訓練場」として使用開始（米軍の統治下にあった復帰前から海兵隊のゲリラ演習場として使用）。 |
| 昭 47. 5. 15 | ●「北部訓練場」として提供開始。 |
| 昭 49. 1. 30 | ●第 15 回日米安全保障協議委員会において、北部ダム用地部分の返還と地位協定第 2 条第 4 項（b）の使用を合意。 |
| 昭 51. 7. 8 | ●第 16 回日米安全保障協議委員会において、一部（1,280ha）の無条件返還を合意。 |
| 平 2. 6. 19 | ●日米合同委員会において、軍転協から返還要請のあった土地の一部（450.4ha：第 16 回安保協事案 263.4ha 含む）の返還に向けて調整・手続きを進めることを確認。 |
| 平 5. 3. 31 | ●平成 2 年の日米合同委員会において、返還に向けて調整・手続きを進めることが確認された土地（約 479ha）を返還。 |
| 平 8. 12. 2 | ●SAC0 最終報告において、平成 14 年度末を目処に「北部訓練場」の過半（約 3,987ha）を返還し、また、特定の貯水池（約 159ha）の共同使用を解除することを合意。 |
| 平 19. 10. 31 | ●日米合同委員会において、道路用地（村道辺野喜楚洲線：H19 着工～H27 完了予定）として約 9ha の土地を返還。 |
| 平 28. 12. 21 | ●日米合同委員会において、移設工事が完了したヘリコプター着陸帯（4箇所）及び進入路を提供することを承認。また、北部訓練場の過半の返還を日米が共同発表。 |
| 平 28. 12. 22 | ●SAC0 最終報告で合意された「北部訓練場」の過半（約 4,000ha）を返還。 |
| 平 29. 12. 25 | ●沖縄防衛局による支障除去が完了し、地権者へ引き渡し。 |

■跡地利用に係る取組状況等

| □ 跡地利用方針・計画 | |
|---|--|
| ●平成 13 年 8 月に「北部訓練場・安波訓練場跡地利用計画」を策定。 | ※多くの固有種を含むやんばるの森特有の生物多様性や水源かん養機能、二酸化炭素吸収源等の公益的な機能を常に考慮し、観光を含めた新たな森林業の創造による保全・利活用を検討。 |
| ●その後、環境省が国立公園指定及び世界自然遺産への登録に向けての取組を実施中。 | ※平成 28 年 9 月 15 日に環境省より「やんばるの国立公園：陸域のみ（13,622ha）」に指定。 ※平成 30 年 6 月 29 日に返還跡地の大部分（約 3,700ha）をやんばるの国立公園に追加指定。 ※世界遺産登録に向けては、平成 30 年 6 月に世界遺産推薦書を一旦取り下げ、追加指定した国立公園部分を編入し、平成 31 年 2 月に推薦書を再提出。 ※平成 31 年 3 月に林野庁が「やんばるの森林生態系保護地域保全管理計画」を策定。 |

| □ 事業段階 | |
|--------------------|--|
| 跡地利用計画（構想） 策定段階 | ●北部訓練場を除く地域について、環境省が推進する世界自然遺産登録に向けての取組を実施中。 ※国頭村においても、平成 27 年度に「世界自然遺産対策室」を設置し、国や県等と連携し、課題等の解決を図りつつ、早期実現に向けての取組を実施中。 |